

○国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則に基づく教育研究評議会規程

〔平成16年4月1日
教育研究評議会規程第2号〕

改正 平成18年教育研究評議会規程第2号
平成22年教育研究評議会規程第1号
平成23年教育研究評議会規程第1号
平成25年教育研究評議会規程第1号
平成25年教育研究評議会規程第2号
平成28年教育研究評議会規程第1号
平成30年教育研究評議会規程第1号
令和元年教育研究評議会規程第1号

国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則に基づく教育研究評議会規程

(趣旨)

第1条 この教育研究評議会規程は、国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則(平成16年法人規則第4号。以下「大学教員任用手続規則」という。)第7条及び第9条第2項の規定に基づき、人事企画委員会の大学教員の任用に関する部会(以下「任用部会」という。)及び部局人事委員会等の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(任用部会の構成)

第2条 大学教員任用手続規則第4条に規定する任用部会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 人事を担当する副学長
- (2) 教育を担当する副学長
- (3) 研究を担当する副学長
- (4) 部局人事委員会を置く系長及び重点研究センター(先端的研究型)の長(以下、「系長等」という。)

(任用部会の主査等)

第3条 前条の任用部会に主査を置き、前条第1号の委員を担当する副学長をもって充てる。

2 主査は、会議を主宰する。

3 主査に事故があるときは、あらかじめ主査の指名する委員がその職務を代行する。

(代理出席)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、系長等が事故その他やむを得ない事由により任用部会に出席できない場合には、あらかじめ指名された部局人事委員会総会副委員長に限り代理人として出席することができる。

2 前項の規定により、代理人が任用部会に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(議事)

第3条の3 任用部会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。

(部局人事委員会の総会の構成)

第4条 大学教員任用手続規則第9条の規定により部局人事委員会に置かれる総会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 系長等

(2) 原則として主に関係する学術院長、研究群長、学群長又は教育研究施設の長のうちから系長等が推薦するもの

(3) 関係する学術院長、研究群長及び学群長が推薦する教授 若干人

(4) 人間系にあつては、附属学校教育局長が推薦する教授

(5) 医学医療系にあつては、附属病院長が推薦する教授

(6) 系長等が推薦する教授 若干人

2 前項の委員の数は、原則として10人以上20人以内とする。

3 総会が認める場合は、前項に規定する委員のほか、総会の審議事項に関連する教育研究組織の長を、当該審議事項に限り委員として出席させることができる。

4 第7条第1項の専門委員会の主査は、当該専門委員会の選考審査に係る総会における選考審査に出席し、選考審査に参加することができる。

(部局人事委員会の総会の主宰)

第5条 部局人事委員会の総会は、前条第1号の系長等が主宰する。

(部局人事委員会の専門委員会の構成)

第6条 大学教員任用手続規則第9条の規定により部局人事委員会に置かれる専門委員会は、総会が指名する教授を委員として構成する。

2 前項の委員の数は、原則として6人以上10人以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、部局人事委員会が特に必要と認める場合は、教授に代えて准教授を専門委員会委員とすることができる。

(部局人事委員会の専門委員会の主査)

第7条 部局人事委員会の専門委員会に主査を置く。

2 主査は、総会が指名する。

(部局人事委員会等の運営)

第8条 前各条に定めるもののほか部局人事委員会の運営に関して必要な事項は、部局細則で定める。

附 則

この教育研究評議会規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平18.4.27教育研究評議会規程2号)

この教育研究評議会規程は、平成18年4月27日から施行する。

附 則(平22.3.24教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平23.9.29教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平25.2.28教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平25.11.28教育研究評議会規程2号)

この教育研究評議会規程は、平成25年11月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則に基づく教育研究評議会規程の規定は、同年11月1日から適用する。

附 則(平28.1.28教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平30.3.22教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令元.12.26教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、令和2年4月1日から施行する。